

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 レントゲン診断料の免除
肥料検査の結果
生活保護法による医療機関等の指定
流行性感冒予防注射の実施
土地改良区役員の退任及び就任
准看護婦試験の合格者
- ◇公告 県有林立木の一級競争入札

告示

鳥取県告示第三百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二第一項の規定による身体に障害のある児童でその診査にあたりレントゲン診断を必要とする児童については、鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条

例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により昭和三十一年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間、診査の際のレントゲン診断料を免除する。

昭和三十一年七月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百二十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第三十条の規定に基づき昭和三十一年四月に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十一年七月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

肥料の種類

保証票添付者

検査
点数
不合格
数

硫酸加里

住友商事株式会社

二〇

塩化加里

江商株式会社

二〇

鳥取県告示第三百二十六号
流行性感冒予防注射を次のとおり実施するから家畜伝染
病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規
定により、牛の所有者に対して予防注射をうけることを
命ずる。
昭和三十一年七月二十七日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 流行性感冒予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛、ただし生後三箇月以内及び分娩前後一箇月以内の
ものを除く。
四 実施の期日 別表のとおり
五 注射の方法 牛流行性感冒予防液皮下注射
別表

面谷薬局
池本薬局

境港市花町二〇五
東伯郡赤碓町赤碓

実施月日		実施区域	実施場所
第一回	第二回		
八月十日	八月十三日	八頭郡智頭町	同上
十一日	十四日	智頭町上私都村	
十三日	十六日	智頭町中私都村	
十四日	十七日	智頭町比村	
十五日	十八日	智頭町家頭村	
十六日	十九日	智頭町八頭村	
		智頭町河原町	
		智頭町船岡町	
		智頭町河原町	

普通配合肥料	鳥取県中央農協同組合 連合会	一九	〇
大豆油粕粉末	鐘淵化学工業株式会社	三	〇
ひまし油粕粉末	豊国製油株式会社	三	〇
菜種油粕粉末	田中隆寿	三	〇
珪酸肥料	ラサ工業株式会社	六	〇
"	日本耕土産業株式会社	三	〇
"	志村化学工業株式会社	三	一
"	関西電気製鉄株式会社	六	二
診療科名 (業務の種類)	名 称		
内科、小児科、産婦人科	新戸田診療所		
内科、外科	伯耆町国民健康保険直営茶 療所		
齒科	八百谷齒科医院		
調剤	山田愛国堂薬局		
"	常田薬局		
"	島田薬品株式会社米子支店		
"	門脇薬局		

中央電氣工業株式會社	三	〇
日本化學工業株式會社	三	一

鳥取県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九
本の規定による医療機関ならびに薬局を次のように指定
した。

昭和三十一年七月二十七日

鳥取県知事	遠	藤	茂
所	在	地	指定年月日
八頭郡郡家町郡家六四四			昭和三十一年六月一日
日野郡伯耆町茶屋二、二九四			五月一日
八頭郡用ヶ瀬町用ヶ瀬三六四			
鳥取市川端四ノ二九			
西町二八七			
米子市東倉吉町六一			
角盤町三ノ二二			

鳥取県告示第三百二十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九
条の規定による医療機関ならびに薬局を次のように指定
した。
昭和三十一年七月二十七日
鳥取県知事 遠 藤 茂

